

○大田区コミュニティセンター羽田旭条例

平成16年 3 月16日

条例第28号

改正 平成27年 6 月29日第48号

平成28年 3 月14日第35号

平成30年10月 3 日第45号

令和 5 年 6 月30日第24号

令和 7 年 7 月 1 日第63号

(設置)

第1条 区民による主体的な文化活動、生涯学習並びに地域産業との相互交流及び連携を推進し、地域力の向上を図るとともに、区民に憩いの場を提供することを目的として、大田区コミュニティセンター羽田旭（以下「センター」という。）を大田区羽田旭町7番1号に設置する。

(施設)

第2条 センターには、次に掲げる施設を設ける。

- (1) 体育室
- (2) 集会室
- (3) 運動場

(使用資格)

第3条 センターは、区内に在住し、在勤し、又は在学する者、これらの者を主たる構成員とする団体その他区長が特に認めた者に限り、使用することができる。

(使用の申請及び承認)

第4条 センターの施設、付帯設備又は特殊器具（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、規則に定めるところにより、あらかじめ区長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、区が施設等を使用するとき又は区長が特に必要と認める事業のために施設等を使用するときは、前条に規定する者に優先して使用することができる。

(使用の不承認)

第5条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設等の使用を承認しないものとする。

- (1) 使用目的に虚偽があると認めるとき。
- (2) 公の秩序を乱すおそれがあると認めるとき。
- (3) 管理上支障があると認めるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が使用を不相当と認めるとき。

(使用の変更及び取消し)

第6条 第3条の規定により使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）が、その承認された内容の変更又は取消しをしようとするときは、規則で定めるところにより、区長に変更又は取消しの申出をし、その承認を受けなければならない。

2 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用者が承認された内容の使用条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は使用承認を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な行為により承認を受けたとき。
- (2) 使用の目的又は条件に違反したとき。
- (3) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- (4) 災害、工事その他の都合により区長が必要と認めたとき。

(使用料等)

第7条 センターの使用料は、別表のとおりとする。

2 センターの付帯設備及び特殊器具の使用料は、3万円の範囲内において規則で定める。

3 特別に電気、ガス又は水道を使用するときは、区長が相当と認める実費を徴収することができる。

4 第1項及び第2項の使用料は、区が使用する場合は徴収しない。

(使用料の減免)

第8条 区長は、必要と認めるときは、規則で定めるところにより、前条第1項及び第2項の使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の納付)

第9条 第4条第1項の規定により施設等の使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、第7条に規定する使用料等を使用承認の際に納付しなければならない。ただし、区長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の不返還)

第10条 既に納めた使用料は、返還しない。ただし、区長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(施設等の変更制限)

第11条 使用者は、施設等の使用に際して、特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ区長の承認を受けたときは、この限りでない。

(使用権の譲渡等の禁止)

第12条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(入館の制限)

第13条 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認める者に対し、センターへの入館を断り、又は退館させることができる。

- (1) 他人に危害を加え、又は迷惑をかける者
- (2) センター内において許可なく物品の販売その他の営業行為をする者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、施設等の管理上支障があると認められる者

(原状回復の義務)

第14条 使用者は、施設等の使用を終了したときは、直ちに原状に回復しなければならない。前条の規定により使用の承認を取り消され、又は使用を停止されたときも、同様とする。

(損害賠償の義務)

第15条 使用者は、施設等を損傷し、又は滅失したときは、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(指定管理者による管理)

第16条 区長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって次条の規定により指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、センターの管理を行わせることができる。

(指定管理者の指定手続)

第17条 区長は、次の要件を満たす団体を選定し、議会の議決を経て、これを指定管理者として指定するものとする。

- (1) 区民の公平かつ平等な使用が確保されること。
- (2) センターの効用を最大限に発揮するとともに、効率的な管理運営ができること。
- (3) センターの管理を安定して行う能力を有していること。

2 前項の規定による指定を受けようとする団体は、事業計画書その他規則で定める書類を区長に提出しなければならない。

3 区長は、第1項の規定により指定管理者を指定したときは、その旨を告示する。指定を取り消し、又はセンターの管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様とする。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第18条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 施設等の使用に関する業務
- (2) 施設等の維持管理に関する業務
- (3) 施設等の利用促進に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認める業務

(指定管理者が行う管理の基準)

第19条 指定管理者は、この条例、これに基づく規則その他区長が定める基準に従い、センターの管理を行わなければならない。

- 2 指定管理者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び大田区個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第64号）の定めるところにより個人に関する情報の適正な管理のため必要な措置を講じなければならない。

(委任)

第20条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

付 則（平成28年3月14日条例第35号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用する。

付 則（平成30年10月3日条例第45号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成30年10月規則第102号で、同31年2月1日から施行)

付 則（令和5年6月30日条例第24号）

この条例は、令和5年12月29日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項及び付則第3項の規定 公布の日

(2) 第2条の規定 規則で定める日

(準備行為)

- 2 改正後の第17条の規定による指定管理者の指定及びこれに伴う手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

- 3 区長又は指定管理者は、この条例の施行の日前においても、この条例の実施のために必要な準備行為をすることができる。

別表（第7条関係）

- 1 体育室、集会室

施設名	使用区分	午前	午後A	午後B	夜間
		午前9時～正午	午後0時20分～午後3時20分	午後3時40分～午後6時40分	午後7時～午後10時
体育室		8,700円	8,700円	8,700円	8,700円
第一集会室		2,200円	2,200円	2,200円	2,200円
第二集会室		2,300円	2,300円	2,300円	2,300円
第三集会室		2,900円	2,900円	2,900円	2,900円

第四集会室	1,200円	1,200円	1,200円	1,200円
-------	--------	--------	--------	--------

2 運動場

使用区分	午前A	午前B	午後A	午後B
施設名	午前9時～午前11時	午前11時～午後1時	午後1時～午後3時	午後3時～午後5時
運動場	1,700円	1,700円	1,700円	1,700円

備考

- (1) 使用時間には、準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。
- (2) 2使用区分以上を連続して使用する場合に限り、その中間の時間を使用することができる。
この場合において、中間の時間に係る使用料は、徴収しない。
- (3) 営利を目的とする物品の販売その他これに類する行為のため使用する場合は、この表に定める使用料の5割相当額（計算方法については、区長が別に定める。）をこの表に定める使用料のほかに徴収する。